

国家公務員の育児休業等の利用状況に関する調査結果について

国家公務員においては、女性職員の活躍の推進及び男女全ての職員のワークライフバランスの実現に向けて、各種制度の整備及び活用促進に取り組んでおります。内閣官房内閣人事局及び人事院は、仕事と家庭の両立支援のための制度等の検討に資するため、国家公務員の育児休業等の利用状況に関する3件の調査を行いましたので、その結果を公表します。

なお、調査結果のポイントについては、次のとおりです。

<調査結果のポイント>

- 国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ(内閣人事局実施、別添1)
令和6年度の一般職(行政執行法人※1を除く。)の男性国家公務員の1週間以上の育児休業取得率は 84.2%に増加。こども未来戦略の目標《2025 年に1週間以上の取得率 85%》の達成まで残り 0.8 ポイントとなり、着実に進展。
- 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップ(内閣人事局実施、別添1)
令和5年度に子が生まれた男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上の取得率は 76.6%となっており、平均取得日数(61 日)は昨年度調査より増加。
- 仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(人事院実施、別添2)
令和6年度の一般職の男性国家公務員の育児休業取得率(一日以上取得)は 85.9%と、過去最高。

※1 行政執行法人とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第 103 号)第2条第4項に規定する法人を指す。以下同じ。

<調査結果の詳細> ()内は昨年度結果。以下同じ。

《一般職(行政執行法人を除く)》

○令和6年度の育児休業の取得状況①

- ・男性職員の1週間以上の取得率※2※3 84.2%(79.1%)
2週間以上の取得率※2※3 79.4%(73.9%)
(参考)男性職員の1日以上取得率※3 86.1%(80.9%)
- ・女性職員の1週間以上の取得率※3 102.5%(104.8%)
2週間以上の取得率※3 102.5%(104.8%)
(参考)女性職員の1日以上取得率※3 102.5%(104.8%)
- ・育児休業期間の平均 男性職員 2.6 月(2.4 月)、女性職員 16.4 月(16.5 月)
全職員 7.0 月(6.9 月)

※2 こども未来戦略(令和5年 12 月 22 日閣議決定)において、男性職員(一般職)の育児休業取得目標(2025(令和7)年 85%(1週間以上)、2030(令和 12)年 85%(2週間以上))を設定。

※3 「取得率」は、調査対象年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、前年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、調査対象年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が 100%を超えることがある。

《一般職(行政執行法人を除く)+特別職》

○令和6年度の育児休業の取得状況①

- ・1日以上取得率 男性職員 57.8%(52.1%)、女性職員 104.0%(102.8%)
(参考)「男の産休」使用率(5日未満を含む) 96.7%(96.3%)

○令和5年度に子が生まれた男性職員の育児に伴う休暇・休業※4の取得状況②

- ・子の出生後1年以内の育児に伴う休暇・休業1か月以上の取得率※5 76.6%(82.2%)
(参考)1日以上休暇・休業の取得率 94.4%(96.4%)
- ・平均取得日数 61日(56日)

○令和6年度の男性職員の「男の産休」の使用状況※6①

- ・「男の産休」5日以上使用率 85.6%(86.2%)
- ・配偶者出産休暇の使用率 95.1%(92.7%)、平均使用日数 2.0日(1.9日)
- ・育児参加のための休暇の使用率 91.4%(90.8%)、平均使用日数 4.6日(4.7日)

※4 育児に伴う休暇・休業とは、以下の11項目を指す。

育児休業、育児短時間勤務、育児時間、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、保育時間、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、年次休暇

※5 「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月27日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)において、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目標に設定。

※6 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)において、全ての男性職員が配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を5日以上取得することを目標として設定。

《一般職(※介護休暇等は行政執行法人を除く)》

○育児休業の取得状況③

- ・1日以上取得率 男性職員 85.9%(80.9%)、女性職員 102.2%(104.7%)
- ・育児休業期間の平均 男性職員 2.6月(2.4月)、女性職員 16.4月(16.5月)
全職員 7.0月(6.9月)

○介護休暇等の使用状況※7③

- ・介護休暇の使用者数 全職員 236人(232人)
男性職員 104人(116人)、女性職員 132人(116人)
- ・介護時間の使用者数 全職員 88人(72人)
男性職員 25人(27人)、女性職員 63人(45人)
- ・短期介護休暇の使用者数 全職員 6,249人(4,383人)
男性職員 4,134人(2,904人)
女性職員 2,115人(1,479人)

○配偶者同行休業の取得状況※7③

- ・新たに配偶者同行休業した 全職員 78人(83人)
男性職員 15人(9人)、女性職員 63人(74人)

※7 隔年調査のため、()内は令和4年度結果。

<参考:各調査の対象等について>

- ① 国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ(内閣人事局実施、別添1)
 - ・対象:行政執行法人職員を除く一般職国家公務員及び防衛省の特別職国家公務員
 - ・育児休業の取得率の分子:令和6年度に新たに取得した職員(令和5年度以前に子が生まれた職員も含む。)
 - ・男の産休の使用率の分子:令和6年度に新たに取得した職員(令和6年度中に子が生まれた職員で、令和5年度に男の産休を使用した職員も含む。)
 - ・育児休業の取得率・男の産休の使用率の分母:令和6年度中に子が生まれた職員
- ② 男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップ(内閣人事局実施、別添1)
 - ・対象:行政執行法人職員を除く一般職国家公務員及び防衛省の特別職国家公務員
 - ・取得率の分子:子の出生後1年以内に育児に伴う休暇・休業を取得した職員
 - ・取得率の分母:令和5年度中に子が生まれた職員
- ③ 仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(人事院実施、別添2)
 - ・仕事と家庭の両立支援のための制度等の検討に資するため、令和6年度における一般職国家公務員の育児休業等、介護休暇等及び配偶者同行休業の取得実態について調査。
 - ・対象:
 - (i) 育児休業等(行政執行法人を含む)
 - ・ 令和6年度に子が生まれた常勤職員(育児休業の対象職員に限る。)及び同年度に育児休業、育児短時間勤務又は育児時間を取得した常勤職員。
 - ・ 令和6年度に子が生まれた非常勤職員(育児休業の対象職員に限る。)及び同年度に育児休業又は育児時間を取得した非常勤職員。
 - (ii) 介護休暇等(行政執行法人を除く)
 - ・ 令和6年(暦年)に介護休暇(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第20条)、介護時間(同法第20条の2)、短期介護休暇(人事院規則15-14第22条第1項第12号)を使用した常勤職員。
 - ・ 令和6年度に介護休暇(人事院規則15-15第4条第2項第4号)、介護時間(同項第5号)、短期介護休暇(同項第3号)を使用した非常勤職員。
 - (iii) 配偶者同行休業(行政執行法人を含む)
 - ・ 令和6年度に在職した常勤職員のうち、同年度に配偶者同行休業を開始した職員。

【連絡先】

- ①、②について 内閣官房内閣人事局インクルージョン促進係
米田、泉、吉村、飯嶋、北本 電話 03-6257-3749(直通)
E-mail:w-diversity.z8f@cas.go.jp
- ③について 人事院職員福祉局職員福祉課
松田、武田、湯浅、安藤 電話 03-3581-5311(内線 2564)